

若手研究者の旅費補助規程

第1条【目的】

社会政策学会は、若手研究者の社会政策に関する研究の発展に資するため、大会で報告する若手研究者に旅費の一部を補助する。

第2条【対象者の範囲】

補助の対象者の範囲は、「大会若手研究者優秀賞表彰規程」による若手研究者のうち、「会費の割引に関する申し合わせ」による会費割引の適用を受ける者とする。但し、大会のテーマ別分科会あるいは自由論題において共同研究の成果を発表する場合は、筆頭著者に限る。

第3条【旅費の請求】

前条の対象者のうち、居住地が大会開催校から片道 60 キロ以上離れている者は、報告を行った大会終了後に旅費を請求することができる。但し、所属組織から支給される経費あるいは公的に支給される経費等から旅費が支給される場合は対象としない。旅費請求額の正確な算出のため、旅費請求時に、交通費の金額がわかる領収書や乗車券・特急券などを提出する。また、旅行代理店から発行されるパック料金等についても、内訳がわかる明細書及び行程表を提出する。

第4条【支給率】

大会参加のために実際に要した往復交通費の 50%もしくは 25,000 円のうち、いずれか少ないほうの金額を支給する。可能な限り割引運賃を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

附則1 本規程は 2023 年 4 月 1 日より施行する。

附則2 2024年10月19日 第3条を改正。旅費請求のための添付書類を明記。

制定 2022 年 10 月 8 日